**遺產分割協議書**

被相統人朝日太郎（令和六年一月二十三日死亡　住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

**一　相続人朝日花子が取得する財産**

（１）武蔵野市南北町四丁目八番

宅地　参百弐拾八平方メートル

（２）右同所同番地　家屋番号八番

木造瓦葺平屋建　居宅　床面積九拾九平方メートル

（３）右居宅内にある家財一式

（４）〇〇電力株式会社の株式　壱千株

（５）株式会社〇〇製作所の株式壱千五百株

（６）･･････････････････････････････

**二　相続人朝日一郎が取得する財産**

（１）株式会社朝日商店の株式四万五千株

（２）〇〇銀行〇〇支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金

壱口　八百万円

（３）･･････････････････････････････

**三　相続人朝日次郎が取得する財産**

（１）株式会社朝日商店の株式　四万株

（２）〇〇信託銀行〇〇支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金

壱ロ　参百五拾万円

（３）洋画〇〇作「風景」ほか四点

（４）･･････････････････････････････

**四　相続人夏野春子が取得する財産**

（１）国分寺市東西町五丁目六番

宅地　八拾九平方メートル

（２）〇〇社債　券面額　六百万円

（３）現金　七拾万円

**五　相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する**

〇〇銀行〇〇支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

令和六年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人　朝日花子　印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相統人　朝日一郎　印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人　朝日次郎

三鷹市上下弐丁目五番地

朝日次郎の特別代理人　山野太郎　印

国分寺市東西町五丁目六番地

相続人　夏野春子　印